

各指定性能評価機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件について

国土交通省では、免震材料及び制振部材に係る不正事案を受け、大臣認定制度の見直しを図ることとしており、今般、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成12年建設省告示第1446号。以下「告示第1446号」という。)について、令和元年9月30日公布、令和2年4月1日施行予定の建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件(以下「改正告示」という。)により、所要の改正を行ったところである。

については、改正告示に係る運用について下記のとおり通知する。

記

1. 免震材料の品質に関する基準の改正(告示第1446号第3第1項第5号関係)

改正告示においては、免震材料(出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下同じ。)に係る建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第37条の大臣認定における品質管理体制の審査について、次の①から③までに掲げる事項について強化することとし、具体の運用については別紙に掲げるところによるものとする。

①検査データの保存

製品の検査結果の信頼性及び正確性を確認するために必要な記録が、必要な期間保存されており、品質管理の推進に有効に活用されていること。(告示第1446号第3第1項第5号ト関係)

②検査データの改ざん防止

製品の検査結果について、改ざん防止のための措置が講じられていること。(同告示第3第1項第5号チ関係)

③発注者等による製品性能の確認

発注者又は発注者が指定する第三者が、製品が所定の性能を満たしていることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。(同告示第3第1項第5号イ関係)

なお、法第37条の大臣認定における品質管理体制の審査の基準について、性能評価業務規程(性能評価業務規程に基づく性能評価業務方法書を含む。以下同じ。)に位置付けることとする。

2. 改正告示の施行及び適用について

改正告示に基づく性能評価及び大臣認定の申請については、附則第2条の規定に基づき、改正告示の施行日前においても行うことができる。

令和3年3月31日までの間は、免震材料のうち、改正告示の施行前に性能評価の申請がされたものについては、附則第3条第1項の規定に基づき、なお従前の例によるものとする。

ただし、指定性能評価機関は、改正告示の公布後令和3年3月31日までの間は、免震材料の性能評価を申請する事業者に対して、同一の工場等において既に大臣認定を受けた免震材料(出荷を終了しているものを除く。)について、改正告示に適合した品質管理が行われているかどうかの報告を性能評価時に徴収して国土交通省に報告することとする。改正告示に適合した品質管理が行われていない場合には、国土交通省にその旨報告するとともに、既に大臣認定を受けた当該免震材料に関し、改正告示に適合した品質管理の実施計画を国土交通省に提出するよう求めることとする。

令和3年4月1日以降は、附則第3条第2項に基づき、改正前の告示第1446号第3第1項各号に適合するものとして法第37条第2号による国土交通大臣の認定を受けた免震材料は、改正後の告示第1446号第3第1項各号に適合するものに限り、改正後の告示第1446号第3第1項各号の規定に適合するものとして同法第37条第2号による国土交通大臣の認定を受けているものとみなすこととしており、改正後の告示第1446号第3第1項各号への適合が確認できないものについては、同日以降に着工する建築物に免震材料として用いることはできないので留意されたい。

3. 認定範囲の合理化について

国土交通省は、免震材料の認定範囲のうち、塗料等仕様を変更しても免震材料の性能への影響がほとんどないと考えられるもの等、認定仕様としての記載を要しないものについて、指定性能評価機関と連携し、外部有識者の意見等を踏まえて検討することとする。

4. 制振部材の品質確保

製品組立時の精度により性能のばらつきが想定され、出荷時において性能検査により個々の性能を確認しているオイルダンパー等の制振部材を使用した建築物に関する法第20条に基づく構造方法の大臣認定の審査にあたっては、免震材料に準じた検査データの保存、改ざん防止措置及び発注者等によるチェックが行われる制振部材を用いる方針であることを確認することとし、指定性能評価機関にあつてはその方法を令和3年3月31日までに性能評価業務規程に位置付けることとする。

免震材料に係る検査データの保存、改ざん防止措置及び発注者等による製品性能の確認の具体的な運用について

1. 検査データの保存について

- 製造事業者が保存すべき検査データは、次に掲げるものとする。
 - ・ 個々の製品を特定するための型式番号、製造番号、検査日時
 - ・ 検査機から最初に出力されるデータ(以下「一次データ」という。)
 - ・ 一次データの処理・補正の結果得られる最終的な性能値
 - ・ 検査時の入力値、設定値や、一次データに適用した処理・補正の内容等、一次データから最終的な性能値を得るために必要なもの
 - ・ 一次データが得られる前の段階における記録が検査機に保存されており、製造事業者の通常の業務において閲覧可能な場合には、当該記録
- 検査データの保存期間については、製品が所定の品質を有するものであることについて、製品が建築物に使用されている間は確認できるよう、適切に設定するものとする。ただし、発注者を通じる等により、当該建築物の所有者・管理者(以下「所有者等」という。)に対して、検査データから検査成績書を作成する方法・手順を明示したうえで当該データを引き渡すとともに、所有者等が当該データを受領したことを証する書類(以下「受領書」という。)を製品が建築物に使用されている間保存する場合にあっては、製造事業者における保存期間を製品の出荷日から15年間とすることができる。
- 製造事業の承継が行われる場合は、承継先において検査データ及び受領書(出荷日から15年を超えている免震材料については、受領書のみ)を保存することとし、製造事業が廃止される場合には、発注者を通じる等により所有者等に検査データを引き渡すものとする。
- 検査データの保存の方法については、次によるものとする。
 - ・ 2以上の独立した場所又は方法で保管し、少なくとも一方は保存期間にわたり随時読み込み可能な状態とすること。
 - ・ 保存された検査データの変更及び削除については原則として認められないが、例外的に認める場合は、品質管理推進責任者(電磁的記録による場合は、システム管理者を含む。)のみが可能であるなど、権限が適切に付与されていること。
 - ・ 保存された検査データの変更又は削除が可能な場合は、当該変更又は削除の履歴が記録され、当該記録を定期的に品質管理推進責任者がチェックすることとしていること。

2. 検査データの改ざん防止措置について

- 製造事業者が講ずるべき検査データの改ざん防止措置は、次のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 検査データから検査成績書を作成する過程において、改ざんが行われないう、次に適合する改ざん防止措置が講じられていること。
 - ・ 検査開始から検査成績書作成までの工程が自動化されていること。

- ・ 検査に使用するプログラム等及び検査機について、品質管理推進責任者の許可なく検査担当部門が変更・改変できないこと。
 - ・ 検査機の精度が定期的に管理されており、その記録が確認できること。
- (2) 検査データから検査成績書を作成する過程において、改ざんが行われないようチェックする仕組みとして、次に適合する措置が講じられていること。
- ・ 検査開始から検査成績書作成までの工程が一部手動となる場合には、当該手動工程により入力等した設定値及び一次データに適用した処理・補正の内容が検査データとして記録されること。
 - ・ 保存されている検査データから検査成績書の作成を再現できることが品質管理推進責任者により定期的にチェックされていること。
 - ・ 検査に使用するプログラム等及び検査機について、品質管理推進責任者の許可なく検査担当部門が変更・改変できないこと。
 - ・ 検査機の精度が定期的に管理されており、その記録が確認できること。

3. 発注者等による製品性能の確認

- 発注者等による製品性能の確認については、製品が大臣認定を受けた出荷検査の基準に適合していることについて確認するために行うものとする。
- 製造事業者においては、発注者等が製品性能の確認を行う際に、必要な情報を提供できる体制が講じられていることとする。
- 発注者等による製品性能の確認は、立会検査又は保存された一次データその他の検査データと検査成績書の突合のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 立会検査については、以下に掲げるところにより行うこととする。
 - ① 立会検査を行う製品については、発注者が指定する。
 - ② 検査データの保存及び改ざん防止措置が大臣認定書別添のとおり実施されていることを確認する。
 - ③ 大臣認定書別添の検査要領に基づいて適切に検査が実施され、検査時の一次データその他の検査データから検査成績書が作成されることを確認する。
 - (2) 保存された一次データその他の検査データと検査成績書の突合については、以下に掲げるところにより行うものとする。
 - ① 突合を行う製品については、発注者が指定する。
 - ② 検査データの保存及び改ざん防止措置が大臣認定書別添のとおり実施されていることを確認する。
 - ③ 大臣認定書別添の検査要領に基づき、一次データその他の検査データから検査成績書が再現できるかを確認する。
- 上記にかかわらず、検査データの改ざん等の不正行為を行った製造事業者については、再発防止策が適切に実施され、適合品が安定して供給されることが指定性能評価機関により確認されるまでの間、指定性能評価機関等の第三者による出荷検査への立会いを受けることとする。